

納付の猶予申請書(回目)									
収受印			令和 年 月 日 厚生(支)局長 殿						
厚生年金保険法第89条、健康保険法第183条及び子ども・子育て支援法第71条第1項(※1)(以下「厚年法第89条等」といいます。)で準用する国税通則法第46条第1項の規定により、以下のとおり納付の猶予を申請します。									
申請者	事業所の記号番号								
	住所(所在地)								
	氏名(名称)								
	電話番号								
災害を受けた期間			令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで						
保険料等	年度	月分	納期限	健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て 拠出金(※2)	延滞金	滞納処分費	備考
				円	円	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
							〃	〃	
							〃	〃	
上記のうち、納付の猶予を受けようとする金額				円			〃 要す	〃	
納付の猶予を受けようとする期間			令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで 月間						
納付の猶予を受けようとする理由									

※1 平成27年3月以前の月分の拠出金については、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第36条による改正前の児童手当法第22条第1項。
※2 平成27年3月以前の月分の拠出金については、児童手当拠出金。

※年金事務所記入欄

整理簿登記年月日	令和 年 月 日
通知書発出年月日	令和 年 月 日
オンライン入力日	令和 年 月 日

添付する書類欄

☐ 被災証明書	☐ 被災明細書	☐ 決算書
--------------------------------	--------------------------------	------------------------------

(注1)この申請書には、被災証明書を添付して提出しなければなりませんが、被災の状況の判明に日時を要するときは、取りあえずこの申請書だけを提出し、後日被災証明書を提出しても差し支えありません。
(注2)損失割合に変更がなければ、2回目以降の申請については添付書類を省略できます。

納付の猶予申請書(1 回目)									
収受印			記載例				令和 2 年 7 月 5 日		
			〇〇 厚生(支)局長 殿						
厚生年金保険法第89条、健康保険法第183条及び子ども・子育て支援法第71条第1項(※1)(以下「厚年法第89条等」といいます。)で準用する国税通則法第46条第1項の規定により、以下のとおり納付の猶予を申請します。									
申請者	事業所の記号番号		01-アイウ						
	住所(所在地)		〒×××-×××× 〇〇市△△町×-×-×						
	氏名(名称)		年金土木株式会社 代表取締役 年金 太郎						
	電話番号		〇〇〇(△△△)×××						
災害を受けた期間			令和 2 年 6 月 18 日 から 令和 2 年 6 月 25 日 まで						
保険料等	年度	月分	納期限	健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て 拠出金(※2)	延滞金	滞納処分費	備考
	2	2.5	2.7.2	600,000	1,197,600	2,400	法律による金額 円	法律による金額 円	
					以下余白		〃	〃	
							〃	〃	
上記のうち、納付の猶予を受けようとする金額				1,800,000 円			〃 要す	〃	
納付の猶予を受けようとする期間			令和 2 年 7 月 3 日 から 令和 3 年 7 月 2 日 まで 12 月間						
納付の猶予を受けようとする理由			〇〇地震の影響による財産の損失が大きく、保険料等の納付が困難であるため						

※1 平成27年3月以前の月分の拠出金については、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第36条による改正前の児童手当法第22条第1項。
※2 平成27年3月以前の月分の拠出金については、児童手当拠出金。

※年金事務所記入欄				添付する書類欄			
整理簿登記年月日	令和	年	月	日	☐ 被災証明書 ☐ 被災明細書 ☐ 決算書		
通知書発出年月日	令和	年	月	日			
オンライン入力日	令和	年	月	日			

(注1)この申請書には、被災証明書を添付して提出しなければなりませんが、被災の状況の判明に日時を要するときは、取りあえずこの申請書だけを提出し、後日被災証明書を提出しても差し支えありません。
(注2)損失割合に変更がなければ、2回目以降の申請については添付書類を省略できます。